

◆ 令和7年(確定値)及び令和8年(9月末)の労働災害発生状況 ◆

号別 業種別	年別 災害別	秋田労働局 (県内)				秋田署管内							
		令和7年		令和7年		秋田労働局 (県内)				秋田署管内			
		(確定値)		(確定値)		令和7年		令和8年		前年増減		令和7年	
		死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	1月～9月	1月～9月	1月～9月	1月～9月	件数	百分率	1月～9月	1月～9月
	全業種合計	13	1,209	5	456	9	819	7	792	-27	-3.3%	4	324
	うち新型コロナウイルスを除く	13	1,108	5	416	9	756	7	765	9	1.2%	4	298
	うち新型コロナウイルスによる		101		40		63		27	-36	-57.1%		26
1	製造業	1	185		52		127	1	153	26	20.5%		36
2	鉱業 (鉱安法適用を除く)		2		1				2	2	#DIV/0!		
3	建設業	5	197	4	69	4	147	4	102	-45	-30.6%	4	54
	土木工事業	4	74	3	20	3	55	4	40	-15	-27.3%	3	16
	建築工事業	1	91	1	36	1	69		48	-21	-30.4%	1	29
	鉄骨・鉄筋家屋建築		15		7		8		9	1	12.5%		4
	木造家屋建築	1	45	1	13	1	33		24	-9	-27.3%	1	11
	その他の建設業		32		13		23		14	-9	-39.1%		9
4	運輸交通業	3	93		53	2	62		69	7	11.3%		38
5	貨物取扱業		2		2		3		3	0	0.0%		3
6-2	林業	1	26		5	1	20		24	4	20.0%		4
8	商業	2	196		84	2	126	2	155	29	23.0%		55
13	保健衛生業		271		99		176		128	-48	-27.3%		67
14	接客娯楽業		67		29		41		43	2	4.9%		21
15	清掃・と畜業		62		33		46		43	-3	-6.5%		26
	上記以外の事業	1	108	1	29		71		70	-1	-1.4%		20

◆ 秋田署管内の建設業における労働災害発生件数・事故の型別の状況 ◆

令和8年9月末現在における休業4日以上の労働災害発生件数(新型コロナウイルス感染症を除く。)は40件となり、前年同期と比較して14件減少しています。しかしながら、土木工事業において死亡災害が1件発生しており、依然として重大災害の発生が懸念される状況にあります。

災害を事故の型に見ると、「**墜落・転落**」災害が11件(27.5%)と最も多く、次いで「**はさまれ・巻き込まれ**」災害が7件(17.5%)、「**切れ・こすれ**」災害が6件(15.0%)となっています。建設業において多発している「**墜落・転落**」災害や「**はさまれ・巻き込まれ**」災害等を防止するため、あらためて**高所作業箇所における墜落防止措置の徹底、機械設備等による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策**の実施について、関係労働者への**周知徹底**をお願いします。

転倒災害を防止しましょう！！

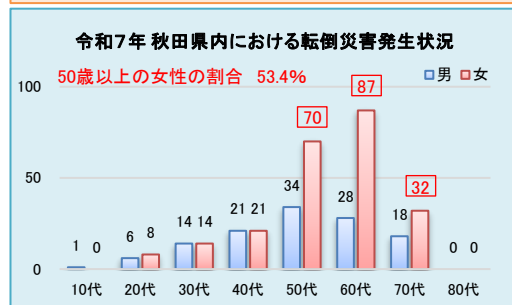
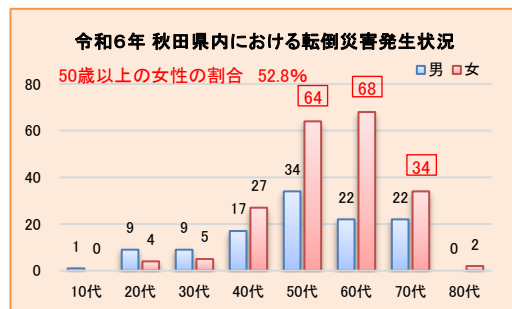
高年齢労働者において転倒災害が多発

転倒災害は、秋田労働基準監督署管内に限らず、秋田県全体、さらには全国においても、休業4日以上の労働災害の中で最も発生件数の多い災害です。

秋田県は全国と比較して高齢化率が高く、定年延長や継続雇用制度の普及等により、高年齢労働者の就業者数が年々増加しています。それに伴い、転倒災害に占める高年齢労働者の割合も高い状況にあります(右図参照)。

また、転倒災害は単なる打撲や擦り傷で済むとは限らず、骨折などの重篤な負傷につながるケースも多く、特に高年齢労働者では重症化しやすい傾向があります。一度発生すると長期間の休業を余儀なくされるなど、職場にも大きな影響を及ぼします。

令和7年に秋田県内で発生した**転倒災害**による**平均休業日数は39.7日(前年39.2日)**となっており、1か月を超える休業を要する深刻な災害となっています。



建設業における転倒災害防止のポイント

建設業では、高所作業箇所からの墜落・転落災害や重機に関連する災害だけでなく、現場内での「つまずき」「滑り」「踏み外し」による転倒災害も発生しています。そのため、整理整頓による作業環境の改善や通路・足元の安全確保を徹底するとともに、KY活動などを通じて危険箇所を事前に共有し、転倒災害の防止に取り組むことが重要です。

✓ 整理整頓を徹底する

- ・ 通路や作業場所に資材や工具を放置しない
- ・ 電線やホース類は通路を横断させない
- ・ 不要な廃材や梱包材は速やかに片付ける
- ・ 安全な通路幅を確保する



✓ 無理な動作をしない

- ・ 両手がふさがるほどの荷物を持たない
- ・ 視界を妨げる運搬をしない
- ・ 急がず、走らず、慌てずに行動する
- ・ 昇降設備を使用し、飛び降りをしていない

✓ KY活動で危険を共有する

- ・ 通路に障害物がないか確認する
- ・ 作業床に滑りやすい箇所がないか確認する
- ・ 段差や開口部が無い確認する
- ・ 足元が見えない状態になっていないか確認する

✓ 足元の危険をなくす

- ・ 凹凸や不要な段差を解消する
- ・ 開口部や掘削箇所には囲いや表示を設ける
- ・ 水、泥、油など滑りやすい原因を除去する
- ・ 冬季は除雪、融雪、凍結防止対策を徹底する

✓ 適切な保護具を着用する

- ・ 滑りにくい安全靴を着用する
- ・ 靴底の摩耗や損傷がないか定期的に点検する
- ・ 現場環境に適した保護具を着用する

✓ 高齢労働者への配慮を行う

- ・ 通路の照度確保、手すり設置等を推進する
- ・ 身体機能に応じた作業配置を行う
- ・ 転倒予防体操やストレッチを取り入れる



転倒災害は、「慣れ」や「これくらい大丈夫」という油断から発生します。整理・整頓、足元の確認、適切な保護具の着用を徹底し、転倒災害のない安全な職場を実現しましょう。

転倒災害防止に関する講習会の開催のお知らせ

秋田労働基準監督署では、職場における転倒災害の防止を目的として、「転倒災害防止に関する講習会」を下記のとおり開催いたします。講習会では、中央労働災害防止協会（東北安全衛生サービスセンター）から専門的な知識を有する講師を招き、高齢労働者における転倒災害防止対策やフレイル予防（フレイルチェック）等についてご講演いただく予定としております。

記

- 1 開催日時 令和8年11月5日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 秋田県社会福祉会館（第3会議室） 秋田市旭北栄町1ー5
- 3 申込締切 令和8年10月27日（火）午後5時
- 4 注意事項 ①駐車場は若干数ありますが、なるべく公共交通機関をご利用ください。
②施設駐車場が満車の場合は、参加者の自己負担となりますが施設付近の有料駐車場をご利用ください。



※ 参加を希望される場合は、安全衛生課（018-801-0822〔コールセンター経由〕）へご連絡願います。

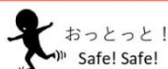
※ 秋田労働局ホームページでは「STOP！転倒災害プロジェクト」による転倒防止特設サイトを設置しております。過去に作成した資料や動画等の案内もありますので、チェックしてみてください。

詳しくは、秋田労働局

「STOP！転倒災害プロジェクト」



STOP! 転倒災害



秋田労働局・転倒災害防止プロジェクトチーム